

## 療養生活環境整備事業

### ■事業の経緯

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という。）第40条の規定に基づく大都市特例により、平成30年4月1日から現在都道府県が実施している難病関係事務の権限が指定都市に移譲される。権限移譲に伴い、難病患者の療養支援に係る既存事業を新規事業と合わせて再構築している。

### ■事業の概要

難病法に基づき、難病患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的に、難病患者・家族等に対する相談支援や、難病患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養患者に対する訪問看護支援等を実施する。

#### ① 難病患者支援センター事業 ⇒既存事業

難病患者及び家族の療養生活上の悩みや不安等の解消を図り、疾病に関する知識の普及や療養生活に役立つ情報提供を行い、交流の拠点とする。

#### ② 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 ⇒既存事業

難病患者の多様なニーズに対応する知識・技能を有するホームヘルパーを養成するための研修を実施する。

#### ③ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 ⇒新規事業

在宅で人工呼吸器を使用している指定難病患者に対し、医師の指示のもと診療報酬で定められた回数を超える訪問看護に係る費用を公費負担する。

### ■事業費

○費目 衛生費／公衆衛生費／疾病予防対策費

○要求額 30, 346千円

#### ○事業費の内訳

- 難病患者支援センター事業：24,737千円  
難病患者支援センターの運営に係る費用
- 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業：665千円  
研修案内の送付、研修業務の委託に係る費用
- 在宅人工呼吸器使用患者支援事業：4,944千円  
訪問看護指示料、訪問看護委託に係る費用